

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月5日付けで行った「H〇〇.〇〇.〇〇 本児の父方祖母の葬儀参列（〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇対応）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

（1）審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和2年12月21日付けで実施機関に対し、「〇〇〇〇と〇〇〇〇との面会実施時の全ての記録」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和3年1月5日付けで本件開示請求について、南児第1699-1号により「〇〇〇〇に係る経過記録（H〇〇.〇〇.〇〇 10:00）」の開示決定を、南児第1699-2号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和3年4月5日付けで実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）実施機関は、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書の「別紙 開示しない情報及びその理由」のうち「その理由」の記載内容の訂正を行い、「「保有個人情報部分開示決定通知書」の一部訂正について（通知）」（令和3年4月9日付け南児第81-1号）により、審査請求人に通知した。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和3年8月10日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和3年10月15日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 本件処分に係る開示しない理由の記載内容の誤りについて

本件処分の別紙開示しない情報及びその理由のうち、その理由の2段目の「条例第17号第7号柱書に該当するため」との記載は、「条例第17条第7号柱書に該当するため」の誤りであるが、「条」と「号」の一字の誤りのみであり、重大かつ明白な瑕疵とは言えず、本件処分は有効である。この記載誤りについては、令和3年4月9日付け南児第81-1号『『保有個人情報部分開示決定通知書』の一部訂正について』で、審査請求人に訂正を通知している。

(2) 部分開示決定について

ア 審査請求人のア(イ) aの主張について

開示請求者以外の特定の個人を識別する情報であり、条例第17条第3号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、同条同号に該当するものとして不開示としたことは正当である。審査請求人はどのような権利や利益を害することになるのか説明がないと主張するが、条例は、開示請求者以外の特定個人に関する情報を当該開示請求者に開示することを認めておらず、条例第17条第3号を適用していることを示すことで足りる。

イ 審査請求人のア(イ) bの主張について

条例第17条第3号ただし書イでは、「法令の規定により又は慣行として開示請

求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することを規定している。この規定の「慣行として」には、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないものと解すべきである。よって、審査請求人が主張する審査請求人と葬儀会社担当者との関係は個別的な事例であり、本件処分を行う段階では実施機関としては知り得ないものであり同条同号ただし書イには該当しない。また、事後的に審査請求人が葬儀会社担当者に権利利益を害することを確認したとしても、本件処分には影響を及ぼさない。

ウ 審査請求人のア（イ）cの主張について

開示請求者以外の特定の個人を識別する情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第17条第3号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、同条同号に該当するものとして不開示としたことは正当である。

なお、審査請求人は施設に帰る際の状況を全て不開示にすると、条例第18条に違反しており不当であると主張しているが、本件処分は、条例第17条第3号及び第7号柱書に該当する部分を不開示とし、不開示部分以外は開示しており、条例第18条には違反していない。

2 ページ下段の不開示部分には、前述のとおり条例第17条第3号に該当する情報の他、関係者及び所内の連絡、協議に係る情報及び県の機関が行う事務に関する情報が含まれており、単なる事実の記載ではなく、評価、判断を含むものである。

児童相談所が業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠である。

当該情報を開示すると、児童相談所職員及び関係機関の職員が今後記録の作成に当たり、開示されることをおそれ、児童及びその保護者に関する評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定される。その結果、自由な意見交換や連携

が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれ
が強い。

よって、開示することにより率直な記載ができなくなり、また当該事務の性質上、
当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第17条第7
号柱書に該当するとして不開示としたことは正当である。本件処分は、条例に基づ
き適正に行っており、何ら違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人の子が父方祖母の
葬儀に参列した際の記録であり、実施機関の補助機関である南児童相談所職員が作成
した2枚の文書である。

審査請求人は、本件処分は条例に沿った対応となっておらず、不当な不開示である
とし、本件処分の取消しを求めているので、以下検討する。

(2) 本件処分に係る部分開示決定通知書の記載内容の誤りについて

本件処分に係る部分開示決定通知書に記載された不開示理由の根拠条文のうち、条
例第17条と記載すべきところを条例第17号と誤って記載されていた部分について、
審査請求人は、条例に第17号という条文は存在せず、該当しない条文に基づいた不
開示処分は違法であると主張している。

本件処分における部分開示決定通知書には、別紙として、開示しない情報及びその
理由が2段の表になって記載されており、上段の「その理由」欄には「開示請求者以外
の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によ
り開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、または開示請求者以外の特定の
個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人
の権利利益を害するおそれがあるものとして埼玉県個人情報保護条例第17条第3号
に該当するため。」との記載が認められる。そして、下段の「その理由」欄には、「関係
者及び所内の連絡、協議に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができ

なくなり、また、県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして埼玉県個人情報保護条例第17号第7号柱書に該当するため。」との記載が認められる。

審査請求人は、存在しない条文に基づいた不開示処分は違法であると主張するが、上段に第17条との記載があることから、通常、下段も第17条の記載誤りであると容易に推測することができ、軽微な瑕疵と認められる。また、実施機関は、審査請求人に対し令和3年4月9日付けで記載内容の訂正を通知していることから、当該瑕疵は治癒されている。したがって審査請求人の主張には理由がない。

(3) 本件対象保有個人情報1ページ目の開示・不開示の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報1ページ目について、条例第17条第3号に該当するとして部分的に不開示としている。

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。そして、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象保有個人情報の1ページ目の不開示部分について見分したところ、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報が記録されていた。

審査請求人は、審査請求人が当該個人に関する情報を知ることによってどのような

権利利益を侵害することになるのか等主張するが、条例第17条第3号本文の規定は、開示請求者以外の特定の個人が識別される場合には、当該個人の権利利益の侵害の有無を判断するまでもなく不開示情報に該当するという規定である。

また、審査請求人は、児童相談所職員に葬儀会社担当者の情報を伝えたのは審査請求人であり、葬儀会社の担当者名は別の開示請求にて開示されているため、開示が妥当であると主張するが、条例第17条第3号ただし書イで規定する「慣行として」は、個別な関係性や事情により知り得るものではなく、開示請求者の家族構成に関する情報のように開示請求者であれば当然に知り得る情報に該当する場合について例外的に開示を認めている規定である。よって、仮に審査請求人が知ることができたとしても、個別的な事例であり、条例第17条第3号ただし書イには該当しないとした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、本件対象保有個人情報の1ページ目については、実施機関が条例第17条第3号に該当するとして不開示とした部分は妥当である。

(4) 本件対象保有個人情報2ページ目の開示・不開示の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報の2ページ目について、条例第17条第3号及び同条第7号柱書に該当するとして、不開示とする行及び不開示理由を示しているものの15行にわたって全体が不開示とされていた。審査請求人は、他の開示された部分の内容から、当該不開示部分には審査請求人の子が施設に戻るまでの状況が記載されていると推測し、施設に帰る際の状況を全て不開示にするのは、条例第18条の規定に違反しているため、再確認による部分開示が必須であると主張しているため、当該部分の開示・不開示の妥当性について以下検討する。

ア 条例第18条について

条例第18条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。本項の規定は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

また、条例第18条第2項は、「開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。本項の規定は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（不開示情報）が含まれている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めているものである。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる一まとまりの情報の集合物であることから、第1項の規定だけでは個人識別情報については全体として不開示となるため、第2項において、氏名等の個人識別性のある部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けているものである。

イ 条例第17条第7号柱書について

条例第17条第7号柱書は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

ところで、児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づいて、都道府県により設置され(法第12条第1項)、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、

社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（法第12条第2項、第11条第1項）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に関係する業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠であるものと認められる。

本件処分において、実施機関が条例第17条第7号柱書に該当するとした理由は、関係者及び所内の連絡、協議に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、また、県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしている。

ウ 開示・不開示の妥当性について

当審査会において、実施機関が15行にわたって全体を不開示としていた部分について見分したところ、当該部分には児童相談所職員が葬儀会場を出た後の状況が詳細に記録されていることが認められた。

実施機関が条例第17条第3号に該当するとして不開示とした部分には、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が一体として記載されており、条例第18条第2項の規定に基づき個人識別部分そのものを除いたとしても、残りの部分から当該個人に関する記載であることが容易に分かるため部分開示の余地はない。よって、実施機関が条例第17条第3号に該当するとして不開示とした部分は妥当である。

実施機関が条例第17条第7号柱書に該当するとして不開示とした部分のうち別表に掲げる部分には、単なる事実経過のみが記載されていた。当該部分は、開示しても実施機関の法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず条例第17条第7号柱書には該当しない。また、条例第18条第1項の規定に基づき、前後の不開示部分を容易に区分して除くことができるため、当該部分は開示すべきである。

(5) その他

審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分においては、不開示理由の根拠条文の記載に誤記があったことから、開示請求者に疑義を生じさせることとなった。実施機関においては、今後、事務の執行に当たっては、開示請求者の信頼を損なわないよう正確かつ慎重な対応を求めるものである。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、田中 智美、寺 洋平

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和3年 8月10日	諮問(諮問第169号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和3年 9月 2日	審議
令和3年10月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和3年11月19日	審議
令和3年12月24日	審議
令和4年 1月24日	審議
令和4年 2月21日	答申

別表

開示すべき部分	
2 ページ	3 1 行目の 7 文字目から 2 1 文字目まで

※ 注意点（文字の数え方）

- 1 「、」、「。」、「「」、「」」は、1 文字と数える。
- 2 文字及び行のスペースは数えない。
- 3 行の文字数は、全て左から数える。